

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R5. 11. 28	R5. 12. 7	R5大田市場設備保守管理委託の委託契約書	60	1																ア 代表取締役の印影は、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号） イ 支出内訳書の単価は、公にすることにより、当該法人における価格設定が推測され競争上又は事業運営上その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第3号）	中央卸売市場 大田市場 市場管理課
2	R5. 12. 4	R5. 12. 18	TAC魚種である太平洋クロマグロの流通取り扱いについて、農林水産省の通知等を受け、本年2月以降、東京都が管理する中央卸売市場（水産部門）において、漁業法違反に該当する漁獲報告義務違反のクロマグロの荷受、販売、流通を阻止するために、管理者である東京都が市場の関係団体、個々の業者等に対して、注意喚起、指導したり、違法マグロ排除の方法等について意見を徴取したり、立ち入り調査をしたりした記録すべて（漁獲未報告のクロマグロ取り扱い等の疑義情報の提供とそれに対する対応の記録を含む）				1														文書を作成及び取得しておらず、対象公文書が存在しないため	中央卸売市場 事業部業務課
3	R5. 12. 14	R5. 12. 26	(1) 旧築地市場における営業当時と閉場以後のねずみや害虫等の生息状況や被害状況、駆除作業の実績、駆除数、駆除に関する費用等などに関連する一切の文書および電磁的記録 (2) 上記(1)の内容を集計した文書や電磁的記録				1														当該公文書は、文書保存期間が経過し廃棄済であり、現在は存在しないため	中央卸売市場 管理部財務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。た